

○大阪広域環境施設組合議会（定例会）会議録（令和6年2月7日）

○議事日程

令和6年2月7日 午後2時 開議

- 第1 会期の決定
- 第2 令和5年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）
- 第3 令和6年度大阪広域環境施設組合一般会計予算
- 第4 大阪広域環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例案
- 第5 大阪広域環境施設組合職員基本条例の一部を改正する条例案

~~~~~（以下 議決を要しない報告等）~~~~~

報告監6の第1号 令和5年度定期監査等結果報告の提出について

報告監6の第2号 例月出納検査結果報告の提出について

○出席議員 22人

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 野上らん君   | 12番 | 山田正和君   |
| 2番  | 西拓郎君    | 13番 | 森山よしひさ君 |
| 3番  | 金子恵美君   | 14番 | 石川博紀君   |
| 4番  | 山田かな君   | 15番 | 太田勝己君   |
| 5番  | 岡崎太君    | 16番 | 稲森洋樹君   |
| 6番  | 馬場のりゆき君 | 17番 | 越智妙子君   |
| 7番  | わしみ慎一君  | 18番 | 西田尚美君   |
| 8番  | 上田智隆君   | 19番 | 中田靖人君   |
| 9番  | 松田まさとし君 | 20番 | 植松栄次君   |
| 10番 | 山本智子君   | 21番 | 坂元正幸君   |
| 11番 | 今田信行君   | 22番 | 松本満義君   |

○議場に出席した執行機関及び説明員

|                       |      |
|-----------------------|------|
| 管 理 者                 | 横山英幸 |
| 副 管 理 者               | 大松桂右 |
| 事 務 局 長               | 青野親裕 |
| 総 務 部 長               | 村山昌代 |
| 施 設 部 長               | 金子正利 |
| 総 務 部 総 務 課 長         | 徳本善久 |
| 総 務 部 経 理 課 長         | 嶋村浩一 |
| 施 設 部 施 設 管 理 課 長     | 藤井良一 |
| 施 設 部 建 設 企 画 課 長     | 成瀬新吾 |
| 施 設 部 工 場 建 設 担 当 課 長 | 畑森俊伸 |
| 西 淀 工 場 長             | 澄川和典 |
| 平 野 工 場 長             | 生嶋隆治 |
| 東 淀 工 場 長             | 山田浩  |
| 八 尾 工 場 長             | 雑喉礼人 |
| 舞 洲 工 場 長             | 中村俊一 |

## 開 会

令和6年2月7日午後2時00分開会

○議長（森山よしひさ君） ただいまの出席議員が定足数に達しておりますので、これより、大阪広域環境施設組合議会令和6年第1回定例会を開会いたします。

## 開 議

○議長（森山よしひさ君） 本日の会議を開きます。

○議長（森山よしひさ君） この際申し上げます。本日の会議録署名議員に、山本智子君、今田信行君の御両君を指名いたします。

○議長（森山よしひさ君） この際申し上げます。議事日程に記載のとおり、議決を要しない報告等が提出されておりますので、配付いたしております。

○議長（森山よしひさ君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

○議長（森山よしひさ君） お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森山よしひさ君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

○議長（森山よしひさ君） 次に、日程第2、議案第1号、令和5年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）ないし、日程第5、議案第4号、大阪広域環境施設組合職員基本条例の一部を改正する条例案を一括して議題といたします。

○議長（森山よしひさ君） 理事者の説明を求めます。  
青野事務局長。

（事務局長青野親裕君、答弁席へ）

○事務局長（青野親裕君）

それでは、まず、議案第1号、令和5年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億5,673万8,000円減額いたしまして、総額を171億2,519万1,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、

次のページに記載しております、第1表歳入歳出予算補正を御覧いただきたいと存じます。

まず、2ページに記載しております歳入の補正額でございます。第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきまして、21億510万8,000円の減額を計上しております。

次に、第5款諸収入、第1項雑入につきましては、19億4,837万円の増額を計上しております。以上によりまして、歳入合計で、1億5,673万8,000円の減額となっております。

続きまして、3ページの歳出の補正額につきましては、まず、第2款総務費、第1項総務費につきまして、1,910万2,000円の減額を計上しております。

次に、第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費につきまして、7,840万6,000円の減額を計上しております。

次に、第4款公債費、第1項公債費につきましては、5,923万円の減額を計上しております。以上によりまして、歳出合計で、歳入と同額の1億5,673万8,000円の減額となっております。

続きまして、補正予算の概要につきまして、次のページでございます令和5年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）に関する説明書によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳入予算につきまして御説明申し上げます。説明書の6ページ、7ページを御覧いただきたいと存じます。

上段の第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目分担金につきましては、下段の表及び7ページでございますとおり、工場受託焼却収入、発電収入及び雑収の増と歳出の削減などによりまして21億510万8,000円の減額となっております。

各構成団体の内訳につきましては、7ページでございますように大阪市が18億4,000万1,000円、八尾市が1億3,524万3,000円、松原市が6,062万5,000円、守口市が6,923万9,000円の減額となっております。

次に、6ページ下段の第5款諸収入、第1項雑入、第1目廃棄物処理収入につきましては、門真市からのごみの受入に伴います工場受託焼却収入の増及び売電単価の上昇等によりまして発電収入の増によりまして、18億9,092万8,000円の増額となっております。

また、第2目雑入につきましては、工場更新工事に伴う工事負担金の精算によります増によりまして、5,744万2,000円の増額となっております。

続きまして、歳出予算につきまして御説明申し上げます。10ページ、11ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第2款総務費、第1項総務費、第1目総務費につきましては職員区分の変更によります総務職員費の減によりまして、1,910万2,000円の減額となっております。

次に、第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費、第1目廃棄物処理費につきましては、職員区分の変更及び退職予定人数の減によります廃棄物処理職員費の減、並びに北港処分地での工事の取りやめに伴います工事請負費の減によりまして、7,840万6,000円の減額となっております。

12ページ、13ページを御覧いただきたいと存じます。第4款公債費、第1項公債費、第2目利子につきましては、地方債の借入期間の変更等によります利子償還金の減によりまして、5,923万円の減額となっております。

令和5年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）に関する説明につきましては、以上でございます。

次に、議案第2号、令和6年度大阪広域環境施設組合一般会計予算につきまして、予算書の1ページを御覧いただきたいと存じます。

歳入歳出予算につきましては、第1条のとおり、歳入歳出の総額を198億7,118万8,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきまして、次のページに記載しており、第1表歳入歳出予算のとおりとするものでございます。

次に、第2条は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債いわゆる地方債でございまして、具体的な内容につきましては、4ページの第2表組合債を御覧いただきたいと存じます。

鶴見工場建替事業といたしまして、限度額14億1,500万円を起債するものでございまして、利率年5%以内、償還期限を据置期間も含めまして30年以内とするものでございます。

1ページに戻っていただきまして、次に、第3条で

ございますが、一時借入金につきまして、地方自治法第235条の3第2項の規定により、借入の最高額を10億円と定めるものでございます。

続きまして、予算の概要につきまして、令和6年度大阪広域環境施設組合一般会計予算に関する説明書によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳入予算につきまして御説明させていただきます。6ページ、7ページを御覧いただきたいと存じます。

上段の第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、148億1,530万3,000円を計上しております。

分担金につきましては、組合規約に基づきまして、構成団体に御負担いただくものでございます。

負担割合につきましては、令和6年度の各構成団体のごみ処理計画量を基本に算出しており、その内訳につきましては、7ページにございますように大阪市が124億6,041万円、八尾市が10億7,896万4,000円、松原市が5億4,376万5,000円、守口市が7億3,216万4,000円となっております。

6ページ下段の第2款使用料及び手数料、第1項使用料につきましては、大阪広域環境施設組合財産条例に基づきます自動販売機の設置料など、行政財産の目的外使用許可に伴う施設使用料といたしまして、942万8,000円を計上しております。

8ページ、9ページを御覧いただきたいと存じます。

上段の第3款国庫支出金、第1項国庫補助金につきましては、鶴見工場建替事業にかかる国庫補助金収入といたしまして、3億3,509万7,000円を計上しております。

下段の第4款財産収入、第1項財産売却収入につきましては、焼却工場や破砕施設などにおいて発生いたします工事廃材などの物品売却代金としまして、1,283万3,000円を計上しております。

10ページ、11ページを御覧いただきたいと存じます。

上段の第5款諸収入、第1項雑入、第1目廃棄物処理収入、第1節廃棄物処理収入につきましては、ごみの焼却余熱による蒸気や破砕施設で回収しております金属の売却収入、門真市のごみ受入に伴います受託焼却収入といたしまして、2億702万7,000円を計上しております。

第2節発電収入につきましては、各工場における余剰電力の売却収入といたしまして、30億1,511万円を計上しております。

その他の歳入といたしまして、第2目雑入、第1節

雑収としまして、6,139万円を計上しております。

下段の、第6款組合債、第1項組合債につきましては、冒頭、御説明させていただきましたとおり、鶴見工場建替事業にかかる経費に組合債の充当を考えておりまして、それに係る起債収入としまして、14億1,500万円を計上しております。

歳入予算の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出予算につきまして御説明させていただきます。14ページ、15ページを御覧いただきたいと存じます。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費につきましては、議員報酬及び議会運営に要する経費といたしまして、337万3,000円を計上しております。

次に、16ページから19ページにかけて記載しております、第2款総務費、第1項総務費、第1目総務費につきましては、組合の総務管理に要する経費でございます。16ページでございますように6億7,300万4,000円を計上いたしております。

事業別としましては、17ページの説明1の総務職員費でございますが、総務管理に携わる総務部職員の給料、諸手当等に要する経費としまして、3億1,308万5,000円を計上しております。

また、説明2の総務管理でございますが、組合の管理運営事務に要する経費といたしまして、3億5,991万9,000円を計上しております。

次に、20ページから25ページにかけて記載しております、第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費、第1目廃棄物処理費につきましては、焼却工場及び破碎施設の運営や維持管理、整備工事に要する経費や焼却残渣の埋立処分に要する経費、工場施設建設に要する経費及び廃棄物の中間処理技術の調査・研究に要する経費などでございます。20ページでございますように172億5,499万3,000円を計上しております。

事業別としましては、21ページの説明1の廃棄物処理職員費でございますが、焼却工場、破碎施設及び北港処分地の管理運営に携わる施設部職員の給料、諸手当等に要する経費といたしまして、37億5,561万6,000円を計上しております。

説明2の廃棄物処理管理でございますが、施設部の管理運営事務に要する経費といたしまして、247万7,000円を計上しております。

次に説明3の焼却処理でございますが、まず、項目

1の焼却処理につきましては、焼却工場において、適正に廃棄物を処理するために必要となる薬品費等の消耗品費および光熱水費などの需用費のほか、関係法令に基づく排ガス、排水等の測定経費や、各設備の保守点検費および法定点検に係る検査手数料など、焼却工場を適正に運営、維持管理するために要する経費といたしまして、35億6,523万4,000円を計上しております。

23ページの項目2の焼却工場管理につきましては、焼却工場の管理運営業務に要する経費といたしまして、1,688万6,000円を計上しております。

項目3の既設工場整備につきましては、焼却炉を停止し、法令で義務付けられた法定点検を実施するとともに、各設備の機能回復や保全のための定期整備工事等に要する経費といたしまして、56億2,757万4,000円を計上しております。

項目4の工場施設建設につきましては、鶴見工場建替事業に要する経費といたしまして、22億8,964万5,000円を計上しております。

これらを合わせまして、21ページの中段でございますように、説明3の焼却処理といたしまして、114億9,933万9,000円を計上しております。

次に23ページの説明4の破碎処理でございますが、項目1の破碎処理につきましては、破碎施設の処理運営のための消耗品費や法定点検に係る検査手数料などに要する経費といたしまして、1,627万9,000円を計上いたしております。

また、項目2の既設破碎施設整備につきましては、焼却工場と同じく、各設備の機能回復や保全のため、定期整備工事等を行う経費といたしまして、3億8,664万9,000円を計上しております。

これらを合わせまして、説明4の破碎処理といたしまして、4億292万8,000円を計上しております。

次に25ページの説明5の埋立処分でございますが、まず、項目1の北港処分地につきましては、焼却工場が発生します焼却残渣を各工場から北港処分地に運搬するための経費や北港処分地において焼却残渣を適正に埋立処分するために要する経費などといたしまして、3億5,656万8,000円を計上しております。

項目2の大阪湾広域臨海環境整備センターにつきましては、いわゆるフェニックスセンターにおいて処分する焼却残渣の運搬や投棄処分に要する経費といたしまして、11億3,472万9,000円を計上しております。

項目3の処分地造成につきましては、北港処分地の廃水浄化設備や凝集沈殿装置の整備費用、覆土用材に用いる山土の購入経費にかかる経費などいたしまして、9,724万3,000円を計上しております。

これらを合わせまして、説明5の埋立処分といたしまして、15億8,854万円を計上しております。

次に、説明6の技術調査・研究でございますが、廃棄物の資源化及び中間処理技術の調査・研究に要する経費といたしまして、609万3,000円を計上しております。

26ページ、27ページを御覧いただきたいと存じます。

上段の第4款公債費、第1項公債費につきましては、工場更新・建替事業費等に充当する組合債の元利償還金といたしまして、19億2,981万8,000円を計上しております。

下段の第5款予備費、第1項予備費につきましては、1,000万円を計上しております。

以上が、歳出予算でございます。

続きまして、30ページ以降につきましては、給与費明細書を記載させていただいております。

30ページ、31ページにつきましては、監査委員など特別職の報酬でございます。

32ページから33ページにかけては、一般職の給与費明細書でございます。

給与につきましては、大阪市の給与制度に準じて御提案いたしております。

34ページ、35ページにつきましては、職員の給料及び職員手当の増減額の明細としまして、令和5年度予算との増減額の説明となっております。

また、36ページからの給料及び職員手当の増減額の状況等につきましては、令和5年10月1日現在における給与等の状況を記載させていただいております。

次に46ページ、47ページにつきましては、債務負担行為に関する調書でございます。

令和6年度以降にわたるものについての調書でございますが、議決済分といたしまして、住之江工場更新・運営事業、鶴見工場建替・運転委託事業を記載いたしております。

最後に、50ページを御覧いただきたいと存じます。

組合債現在高調書でございますが、工場更新事業等に要する経費にかかる地方債の、令和4年度末現在高、令和5年度末現在高見込額、令和6年度中の増減見込及び令和6年度末の現在高見込額を記載させていただいて

おります。

令和6年度大阪広域環境施設組合一般会計予算に関する説明については、以上でございます。

次に、議案第3号、大阪広域環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例案につきまして、人事配置の見直しに伴い職員の定数を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第4号、大阪広域環境施設組合職員基本条例の一部を改正する条例案につきまして、相対評価による人事評価の区分について、評価を受ける職員の総数に占める各区分の職員の割合を改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案第1号、令和5年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）ないし、議案第4号、大阪広域環境施設組合職員基本条例の一部を改正する条例案を御説明いたしました。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

（事務局長青野親裕君、自席へ）

○議長（森山よしひさ君） これより質疑を行います。

○議長（森山よしひさ君） 山田正和君の質疑を許します。

12番山田正和君。

（12番山田正和君、発言席へ）

○12番（山田正和君） 大阪市会公明党の山田でございます。私からは議案第2号の令和6年度の予算に関連いたしまして、鶴見工場の建替え工事について、まず質疑をさせていただきます。まず鶴見工場の現在の工事の進捗状況について確認させていただきます。

また、ごみ焼却工場は、これから老朽化が進んでいくと思っておりますが、現時点での、今後のごみ焼却工場の整備計画はどのようになっているのか、あわせてお伺いさせていただきます。

○議長（森山よしひさ君） 理事者の答弁を許します。成瀬施設部建設企画課長。

（施設部建設企画課長成瀬新吾君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（成瀬新吾君） お答えいたします。

鶴見工場の建替え工事につきましては、令和4年度に工事契約を行い、旧鶴見工場の閉鎖作業を経て、現在は旧工場の汚染物除去並びに付属建物の解体工事等を行っており、順調に進捗しております。なお今後は、既存

工場棟の解体工事等に着手し、建替え工事を進めてまいります。

また、現時点での、工場の整備計画につきましては、令和2年3月に改定しました一般廃棄物処理基本計画の中に記載されております。

現在、建替えを進めている鶴見工場は、令和11年3月に竣工予定であり、鶴見工場の竣工後には、西淀工場の建替えを計画しております。

以上でございます。

（施設部建設企画課長成瀬新吾君、自席へ）

○議長（森山よしひさ君） 12番山田正和君。

○12番（山田正和君） 今、鶴見工場の建替え工事は順調に推移しているということ、鶴見工場の建替えの次は西淀工場の建替えを予定されているとのことでございます。

老朽化した工場が多い中、新工場の建替えについては安定的な処理体制の確保という観点からも重要でございますし、しっかりと将来を見据えた検討を引続きしていただきたいと思っております。

次に現在稼働しております工場についてお聞きいたします。このたびの予算に計上されている廃棄物処理費のうち、多くはごみ焼却工場の維持管理や整備に使われているとお伺いしておりますけれども、ごみ焼却工場は、多くのプラント機器や設備から構成されておまして、こうした設備の整備が当然、日常的にも必要であるとともに、あわせてフル稼働しているわけですから、老朽化がどんどん進んでいるとお伺いしております。

そういったことも関係して故障により焼却工場が停止することもありまして、1年間通して稼働しているわけではないとお聞きしています。

そこで、ごみ焼却工場の稼働計画についてお伺いさせていただきます。

○議長（森山よしひさ君） 理事者の答弁を許します。

藤井施設部施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

ごみ焼却工場では、法令で定められた機器の点検整備や、向こう1年間安全に安定して稼働するための機器の点検整備を実施するため、毎年、焼却炉を長期に停止して実施する定期整備工事と、定期整備工事の事前調査と簡易整備を行う中間整備工事を実施しており、計画的

に焼却炉を停止しております。

定期整備工事の計画立案にあつては、年間を通して6工場の停止する期間が分散するように割り振るとともに、ごみ焼却工場の立地を考慮し、全体的な処理能力の低下とごみ搬入が可能な工場の地域的な偏りがないように計画を策定しております。

なお、故障すると長期にわたって焼却炉を停止する可能性があるボイラー設備や排ガス処理設備等の重要な設備については、定期整備工事で計画的に整備を行い、故障のリスクを減らすよう努めております。

しかし、老朽化やごみの質など、様々な原因による突発的な故障により焼却炉が停止し、急な搬入変更が生じている状況もあるため、引き続き停止日数の短縮を図り、処理能力の確保と安定稼働に努めてまいります。

以上でございます。

（施設部施設管理課長藤井良一君、自席へ）

○議長（森山よしひさ君） 12番山田正和君。

○12番（山田正和君） 環境施設組合のごみ焼却工場につきましては、整備配置計画で全体7工場で1工場が停止して更新工事を行っているということで、6工場稼働の体制とお聞きしております。

しかし、昨年の議会でも私の方から質疑をさせていただきましたけれども、毎年、焼却炉を長期に停止して定期整備工事を行ったり、故障による停止が生じたりしているということでありまして、実質的に6工場とはいえ、実際は5.5工場とか5工場といった稼働体制になるのではないかと申し上げさせていただきました。

焼却工場にごみを搬入されている方々にとっては、搬入できる工場が減るという事はごみ輸送の面からも負担をおかけすることになりますので、極力ごみを受入れる工場数が減らないように、焼却工場の計画的な整備に努めていただきたいと思っております。

また、安定的な焼却工場の稼働を維持していただきたいと思っております。

一方、長期的な計画という話しでしたけれども、1日あたりの稼働体制という観点から、ごみ焼却工場の1日のうちの搬入停止時間について教えていただきたいと思っております。

○議長（森山よしひさ君） 理事者の答弁を許します。

藤井施設部施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

す。

現在のごみ焼却工場における搬入停止時間は、12時から13時、16時から17時、23時から翌1時の、1日当たり延べ4時間のほか、日曜日の13時から16時としております。

この時間帯は、搬入されたごみを混ぜ合わせて安定的に焼却処理するためのごみの攪拌作業や、クレーン設備等の点検・整備・清掃等、ごみを安全に受け入れられるための重要な作業に充てています。

また、職員の休憩時間にも充てており、特に長時間労働となる2直勤務、いわゆる夜間勤務においては、搬入の無い時間帯に休憩時間を取得させ、搬入時間帯には隙間なく搬入物検査を実施しております。

以上でございます。

（施設部施設管理課長藤井良一君、自席へ）

○議長（森山よしひさ君） 12番山田正和君。

○12番（山田正和君） 1日あたり4時間くらい搬入できない時間帯があるとのことでございます。

焼却工場にごみを搬入される方々にとっては、こうした搬入停止時間を避けて搬入しなければならず、たまたま、搬入停止時間にごみを持ち込まれた方は次の搬入できる時間帯まで待たないといけないということです。待機しているところの近辺で車のエンジンがかければなしであれば苦情があるということを知っております。ごみ焼却工場の操業には24時間フル稼働できない様々な事情があり、搬入停止時間が必要であることについては理解できますが、ごみを搬入される方々にも配慮し、できる限り柔軟な対応ができるような体制づくりに努めていきたいと思っております。

日常に出るごみ搬入というのは非常に大事なことだと思っておりますので、突発的なことや様々なことが起こりえるかもしれませんがスムーズな体制整備及び工場整備を続けていきたいということを要望して私の質疑とさせていただきます。

（12番山田正和君、自席へ）

○議長（森山よしひさ君） 次に越智妙子君の質疑を許します。

17番越智妙子君。

（17番越智妙子君、発言席へ）

○17番（越智妙子君） これまで私どもは、焼却工場の運営にかかわる職員数を減らし続けるのをやめ、新たな雇用を進めるべきであると指摘してまいりました。

まず、令和5年度と令和6年度において焼却工場に勤務する職員数がどう変わったのかということと、その内訳についてお伺いしたいと思います。

○議長（森山よしひさ君） 理事者の答弁を許します。  
徳本総務部総務課長。

（総務部総務課長徳本善久君、答弁席へ）

○総務部総務課長（徳本善久君） お答えいたします。

焼却工場に勤務する職員数でございますが、令和5年度は390名、令和6年度は380名であり、10名の減となっております。

その内訳でございますが、令和5年度末までの定年退職や再任用の任期満了などによりまして17名の減となります一方、令和6年度当初に技能職員を7名新規採用する予定でございますので、差し引き10名の減少ということになります。

以上でございます。

（総務部総務課長徳本善久君、自席へ）

○議長（森山よしひさ君） 17番越智妙子君。

○17番（越智妙子君） 焼却工場では、この間ずっとぎりぎりの人数で運営してきている状況であります。昨年度も職員数が減っております。

こういう状態では、一部事務組合の担う公的な役割の後退をもたらし、ひいては市民サービスの大幅な後退につながるということを改めてこの場で指摘させていただきたいと思っております。

同時に災害時や緊急時などの不測の事態への備えという点でも重大な問題であるということもあわせて指摘させていただきたいと思っております。

○議長（森山よしひさ君） 17番越智妙子君。

○17番（越智妙子君） それでは引き続き2問目の質問をさせていただきたいと思っております。鶴見工場の更新事業について、事業の内容と、令和6年度予算額の概要について、改めてお伺いします。

○議長（森山よしひさ君） 理事者の答弁を許します。  
嶋村総務部経理課長。

（総務部経理課長嶋村浩一君、答弁席へ）

○総務部経理課長（嶋村浩一君） お答えいたします。

鶴見工場建替・運転委託事業につきましては、ごみ焼却工場の建設からその後の運転までを民間事業者に一括かつ長期的に委ねる公設運転委託方式を採用し、令和5年2月に議会の御承認をいただき事業者と契約いたしております。

鶴見工場建替・運転委託事業の令和6年度の予算額は22億8,964万5,000円となっており、その主な内訳でございますが、建替工事費が22億3,301万円で、設計・施工監理業務委託費などが、5,663万5,000円となっております。

以上でございます。

（総務部経理課長嶋村浩一君、自席へ）

○議長（森山よしひさ君） 17番越智妙子君。

○17番（越智妙子君） 焼却工場の運営は、市民生活に直接影響する事業でありまして、公共が責任を持つて行うべきであると繰り返し申し上げてきております。

コスト削減を優先して、何でも民間に委ねるべきではない。

鶴見工場について公設運転委託方式で事業を行うことは、公共の役割と責任の後退という点で大変問題であると考えております。公共が担うべき仕事は公共が担ってこそ、安全安心を確保することができると思います。

よって、議案第1号、議案第4号については賛成、議案第2号、議案第3号につきましては反対する旨を表明し、質疑を終わります。

（17番越智妙子君、自席へ）

○議長（森山よしひさ君） これより採決に入ります。まず、議案第1号及び議案第4号について、採決いたします。

○議長（森山よしひさ君） お諮りいたします。議案第1号及び議案第4号について、いずれも原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森山よしひさ君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第4号については、いずれも原案どおり可決されました。

○議長（森山よしひさ君） 次に議案第2号及び議案第3号について、起立により採決いたします。

○議長（森山よしひさ君） お諮りいたします。議案第2号及び議案第3号について、いずれも原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森山よしひさ君） 多数であります。よって、議案第2号及び議案第3号について、いずれも原案どおり可決されました。

閉 議

○議長（森山よしひさ君） 本日の日程は以上で終了いたしました。

閉 会

○議長（森山よしひさ君） 本定例会はこれをもって閉会いたします。

午後2時35分閉会

大阪広域環境施設組合議会議長

森山 よしひさ

大阪広域環境施設組合議会議員

山本 智子

大阪広域環境施設組合議会議員

今田 信行